

# いじめ防止基本方針

天草市立牛深東中学校

## 1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

### (基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

### (いじめの禁止)

生徒は、いじめを行ってはならない。

### (学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。教職員一人一人の言動が、生徒の人格形成に大きな影響を与えることを自覚し、学校における言語環境の整備に努めるとともに、生徒に言葉の大切さを気づかせる指導の充実に努める。

## 2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

### (1) 基本施策

#### ア 学校におけるいじめの防止

- (ア) 学校のめざす生徒像の一つに「気づき・考え・実行する生徒」を掲げ、弱い者いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことに組織的に取り組む。
- (イ) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、学校の教育の根幹に人権教育を据え、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実に努める。
- (ウ) 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う生徒会活動に対する支援を行う。
- (エ) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、人権集会等を実施する。
- (オ) 授業に関する発言と私語を区別することに注意を払い、不適切な発言等については、これを見逃さない。

#### イ いじめの早期発見のための措置

- (ア) いじめ調査等  
いじめを早期に発見するため、生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。
  - ①生徒対象いじめアンケート調査 毎月（心のアンケート含む）
  - ②保護者対象いじめアンケート調査 年2回（7月、1月）
  - ③学級担任による生徒からの聞き取り調査 年3回（6月・11月・1月）
- (イ) いじめ相談体制  
生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、次のとおり相談体制の整備を行う。
  - ①スクールカウンセラー等の活用
  - ②いじめ相談窓口の設置
- (ウ) いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上  
いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

## ウ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報モラル研修会等を行う。

## エ 情報集約担当者の役割

情報集約担当者は、各学年の生徒指導担当、担任との連携を密にし、各学年の情報を把握し、管理職に伝える。また、いじめの防止やいじめが発生した場合の対策を中心となって行う。

## (2) いじめ防止等に関する措置

### ア いじめの防止等の対策のための組織「いじめ対策委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、下記のとおり「いじめ対策委員会（生徒指導推進委員会）」を設置する。

#### <構成員>

校長、教頭、生徒指導主事（情報集約担当者）、学年生徒指導担当、養護教諭心の教室相談員

#### <活動>

- ①いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ②いじめ防止に関すること。
- ③いじめ事案に対する対応に関すること。
- ④いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒理解を深めること。

#### <開催>

生徒指導推進委員会の際に、いじめ防止の取組や情報共有を行い、課題発見、早期解決に努める。ただし、重大いじめ事案発生時は緊急開催とする。

## イ いじめに対する措置

- (ア) いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。
- (イ) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するためいじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (ウ) いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (エ) いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (オ) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

## (3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

ア 重大事態が発生した旨を、天草市教育委員会に速やかに報告する。

イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

エ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

## (4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

ア いじめの早期発見に関する取組に関すること。

イ いじめの再発を防止するための取組に関すること。

## (5) 年間計画

月	教職員の活動	生徒の活動	保護者・地域への働きかけ
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>●いじめ防止基本方針の検討、生徒理解を含むいじめ対策に関わる共通理解</li> <li>●生徒指導推進委員会</li> <li>●生活アンケート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生徒会・部活動リーダー研修</li> <li>●体育大会結団式</li> <li>●東輪会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●いじめ対策についての説明・啓発(PTA総会・学級懇談会・家庭訪問)</li> <li>●PTA専門委員会</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>●教育相談</li> <li>●生徒指導推進委員会</li> <li>●生活アンケート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●体育大会</li> <li>●東輪会</li> <li>●生徒総会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●PTA運営委員会</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生徒指導推進委員会</li> <li>●心のアンケート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生徒会人権宣言採択</li> <li>●集団宿泊(1年)</li> <li>●東輪会</li> <li>●郡市中体連夏季大会</li> <li>●人権集会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●PTA運営委員会</li> <li>●学校運営協議会</li> <li>●地域学校協働活動</li> </ul>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生徒指導推進委員会</li> <li>●生活アンケート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●東輪会</li> <li>●職場体験学習(2年)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●授業参観・学年懇談会</li> <li>●学校評価アンケート</li> <li>●中高連絡協議会</li> </ul>
夏季休業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●教職員の資質向上研修</li> <li>●気になる生徒の家庭訪問</li> </ul>		
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生徒指導推進委員会</li> <li>●生活アンケート</li> </ul>		
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>●教育相談</li> <li>●生徒指導推進委員会</li> <li>●生活アンケート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●東輪会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●PTA運営委員会</li> </ul>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生徒指導推進委員会</li> <li>●生活アンケート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●文化発表会</li> <li>●小中合同音楽会</li> <li>●東輪会</li> <li>●郡市中体連駅伝大会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●PTA運営委員会</li> <li>●地域学校協働活動</li> </ul>
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生徒指導推進委員会</li> <li>●生活アンケート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●東輪会</li> <li>●人権集会</li> <li>●生徒会役員選挙・立会演説会</li> <li>●世界遺産学(1年)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●授業参観・学年懇談会</li> </ul>
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生徒指導推進委員会</li> <li>●心のアンケート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●東輪会</li> <li>●修学旅行(2年)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校評価アンケート</li> <li>●PTA運営委員会</li> <li>●中高連絡協議会</li> </ul>
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>●教育相談</li> <li>●生徒指導推進委員会</li> <li>●生活アンケート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●東輪会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●PTA運営委員会</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生徒指導推進委員会</li> <li>●生活アンケート</li> <li>●生徒による授業者評価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●東輪会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●授業参観・学年懇談会</li> <li>●学校評価アンケート</li> <li>●学校運営協議会</li> <li>●地域学校協働活動</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生徒指導推進委員会</li> <li>●生活アンケート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●クラスマッチ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●出前授業(牛深東小)</li> <li>●中高連絡協議会</li> </ul>

※生徒指導推進委員会(毎週実施) 生徒理解(毎週金曜日)